

広報しんち

平成23年4月5日号

避難所は5か所

町では、このたびの大震災により、多くの家屋が被害を受け、死亡者は85名、行方不明者は35名で、現在も約650名が避難所生活を余儀なくされています。（4月4日現在）
避難所と避難者数は次のとおりです。

町内の避難所

避難所	避難者名簿人数
保健センター 新地町谷地小屋字樋掛田40-1	150名
尚英中学校 新地町谷地小屋字愛宕38	78名
新地小学校 新地町谷地小屋字愛宕1	293名
福田小学校 新地町福田字中里16	94名
駒ヶ嶺公民館 新地町駒ヶ嶺字新町11	27名

4月4日現在

※避難所は日々出入りがあり、人数は変動しています。

新地町災害対策本部 (☎2111)

統一地方選挙は

延期になります

4月に予定されていた福島県

議会議員選挙と新地町議会議

員選挙は、東日本大震災の影響

のため、延期になります。

詳細は、決まりしだいお知らせします。

◎問い合わせ

町選挙管理委員会

(☎2111)

役場窓口業務は

通常どおり

住民票、印鑑証明の発行、各種届出などの役場窓口業務は、通常どおり行っています。

土日・祝日は、死亡届等の戸籍の届出受付のみです。各種証明書や戸籍謄本等の交付請求は、平日のみの取り扱いとなります。

なお、受付時間は8時30分～17時15分です。
(窓口は大変混雑しておりますので、時間に余裕をもってお越しください)

また、今回の震災で被災された方は、災害に関連した手続きのために必要となる「住民票の写し」、「印鑑証明書」は申出により無料となりますので、窓口で使用目的をお伝えください。

◎問い合わせ

町民課 (☎2115)

4月11日から

保育所再開

震災により保育所施設も大きな被害を受けましたが、町内3保育所では、4月11日(月)から保育業務を再開します。(入

所式は行いません)

※時間等の詳細は、保育所からお知らせします。

◎問い合わせ

町民課 (☎2116)

小・中学校

町内各小学校および尚英中学校では、次の日程で卒業式・入学式を行います。

町内各小学校

卒業式 4月12日(火)

入学式 4月14日(木)

※会場は各小学校です。

※時間等の詳細は、学校からお知らせします。

尚英中学校

入学式 4月15日(金)

※会場は尚英中学校です。

※時間等の詳細は、学校からお知らせします。

なお、学校再開にあたっての詳細については、学校からご連絡します。

◎問い合わせ

教育総務課 (☎4477)

各種施設は

通常利用できません

現在、次の施設は避難所として利用しているほか、震災の被害を受けているため、当分の間

使用できません。

また、公民館各種教室・行事等につきましても当分の間、実施できませんのでご了承ください。

新地公民館

(農村環境改善センター)

駒ヶ嶺公民館

勤労青少年ホーム

総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコート

柔剣道場

町民プール

◎問い合わせ

生涯学習課 (☎2085)

図書館休館のお知らせ

震災により、施設が被害を受けたため当分の間、図書館は休館いたします。貸出中の図書などはそのままお手元に保管していただくか、もしくは、ブックポストへ返却願います。

利用者のみなさまには、ご不便をおかけしますが、よろしくお願いたします。

◎問い合わせ

新地町図書館 (☎5031)

生涯学習課 (☎2085)

納税期限等の延長

震災により新地町の区域内における税の申告、申請、請求、納付期限、納入期限を別に町長が定める日まで延長します。

これに伴い、平成23年度の固定資産税、住民税、国民健康保険税、軽自動車税の納税通知書の送付予定につきましては、後日あらためてお知らせいたします。

また、平成22年度分町県民税特別徴収税額のうち、平成23年3月分（4月11日納期限）～平成23年5月分（6月10日納期限）も納付期限の延長対象となります。

◎問い合わせ
税務課 (☎2119)

確定申告受付の日程

震災により延期しております確定申告については、次の日程により受付いたします。まだ申告されていない方は申告をお願いいたします。

なお、申告資料等につきましては、再発行可能な物ではありますが、再発行が難しい場合は相馬税務署または、役場税務課まで

ご相談ください。

受付日時

4月28日(木)までの平日
9時～11時、
13時30分～15時30分

受付場所

役場1階 税務課窓口
※医療費控除・経費等については窓口が大変混雑しますので、必ず事前に計算しておいでください。

◎問い合わせ

税務課 (☎2119)
相馬税務署 (☎3111)

年金からの特別徴収の

取扱いについて

町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、原則として4月、6月、8月の年金より前年度の税額等を基にした仮算定額で従来どおり徴収する予定です。

今後の減免等の手続等により、本算定額が仮算定額を下回った場合には、還付する場合があります。

◎問い合わせ

税務課 (☎2119)
健康福祉課 (☎2931)

震災に係る自動車・軽自動車の廃車、税の課税保留等申立手続について

ナンバープレート区分	新地町ナンバー (原付・農機具等)	福島ナンバー (軽自動車)		福島ナンバー (普通自動車)	
	廃車・所有者移転等の届出申請	廃車手続等	軽自動車税課税保留の申立	廃車手続等	自動車税手続
窓口・連絡先	新地町役場 税務課 ☎2119	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎024-546-3222	新地町役場 税務課 ☎2119	東北運輸局 福島運輸支局 ☎024-546-0345	福島県税務課 ☎024-521-7729 ☎024-521-7730
必要書類等	認印、ナンバープレート（震災により紛失した場合は不要です）	認印、震災特例による場合は被災申立書、申請書類費用35円 ※車検証、ナンバープレートがあり、自動車検査証返納証明書の発行を希望する場合は+350円 ※ナンバー・車体番号が不明な場合は事前に役場税務課で確認可能	認印 窓口備付の課税保留等申立書に必要事項を記入の上提出	実印、印鑑証明書、運転免許証等の身分証明書、車検証・ナンバープレート（返納できる場合のみ）、被災申立書、申請書類費用等350円+30円 ※代理人申請の場合は別途委任状と代理人の身分証明書が必要	手続・救済措置検討中です。 詳細決定次第お知らせする予定
期限	別途町長が定める日までに申請すれば、平成23年度の軽自動車税額に反映	別途定める日まで	別途町長が定める日までに申立れば、平成23年度の軽自動車税額に反映	別途定める日まで	別途定める日まで

※まだ申請期限を定めておりませんが、お早めに手続をお願いします。

国民年金保険料の

免除について

被災に伴い、住宅や家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除されます。

詳細については、相馬年金事務所または役場健康福祉課にお問い合わせください。申請手続きは7月末日までです。お忘れのないようお願いいたします。

申請の際には、免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付してください。

書類等は、相馬年金事務所または役場健康福祉課で、配布および受け付けしています。(本人が提出できない場合は、委任状が必要です)

※保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続をとっていただく必要がありますので、相馬年金事務所にご相談ください。

◎問い合わせ

相馬年金事務所

(☎)5172

健康福祉課 (☎)2932

医療機関での受診・窓口負担

震災により被保険者証をなくされた方は 被保険者証なしで受診できます

・被災地(新地町)の住民であった方は、氏名、生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。(被保険者証をお持ちの方はご持参ください。)

・公費負担医療(※)も、手帳等の提示なしに受診できます。
※障がい者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等

窓口負担のお支払いは猶予または免除されます

・以下の方については、一部負担金等の窓口負担の支払が猶予または免除されます。

- (1) 災害救助法が適用されている被災地域(新地町)の住民であり、
- (2) 以下のいずれかにあてはまる方(医療機関に申し出てください)

- ア. 住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- イ. 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- ウ. 主たる生計維持者が行方不明である方
- エ. 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- オ. 主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方
- カ. 福島第1・第2原発の事故に伴い、政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方(福島第1原発から半径30km圏内)

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免または徴収の猶予が行われます。

医療機関では、氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先、上記ア～カのいずれにあてはまるか等についてお話しください。

◎問い合わせ

厚生労働省保険局総務課 ☎03-3595-2550

厚生労働省保険局医療課 ☎03-3595-2577

各種健診・予防接種は

日程を変更して実施します

4月に予定していましたが各種健診や予防接種は、日程を変更して実施します。

【3歳児健診】役場3階止庁

4月18日(月)13時

【3か月児健診・BCG】役場

4月22日(金)12時20分

【10か月児・1歳児健診】

4月25日(月)13時

◎問い合わせ

保健センター (☎)2096

漁業者のみなさんへ

相馬双葉漁業協同組合新地支所では、漁業関係者のみなさんからの各種相談を受けています。毎週水曜日に新地小学校において相談会を実施していますので、ご利用ください。

農家のみなさんへ

東京電力福島第一原子力発電所から流出した放射性物質の農作物への影響が懸念されています。そうした影響を少しでも回避

するため、JAそうまでは、支部長等を通じて、農家のみなさんに田植えや耕運作業の延期をお願いしています。

詳しくは、JAそうまにお問い合わせください。

◎問い合わせ

JAそうま新地総合支店

(☎)2121

被災された事業主、

労働者の方へ

震災で事業所が被害に会い、事業活動が停止し、再開の見込みがなく、賃金支払い能力がな

い状態であることを労働基準監督署長が認定した場合等には、国による未払い賃金の立替制度があります。詳しくは最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

その他、被災された事業主や労働者の方々からの電話相談も行っております。どんな些細なことでも結構ですので、お気軽にご相談ください。

◎問い合わせ

福島労働局

0120-526-088

応急危険度判定

町では、家屋等の被災建築物
応急危険度判定を行いました。
判定結果は、罹災証明や被災建
築物の恒久的使用を目的とし
た調査とは異なり、二次災害を
防止するための調査です。

判定士による判定を受けた家
屋は緑、黄、赤色の紙を貼り付
けてあります。各色の意味に
ついては、次のとおりです。

緑紙…この建物は使用可能です。
黄紙…この建物に立ち入る場合
は十分注意が必要です。この建
物を応急的に補強する場合に
は、ご自身で建物の施工業者や
建築士等に相談ください。

赤紙…この建物に立ち入ること
は危険です。この建物に立ち入
る場合は、ご自身で建物の施工
業者や建築士等に相談のうえ、
措置を行った後にしてください。

※二次災害を防止するため、瓦
などが落下するおそれがある場
合だけでも「赤紙」が貼ってあ
ることがありますが、倒壊した
り、柱や基礎に重大な損傷を受
けていたりしなければ、必要な
補修をして継続使用できる場合
があります。

◎問い合わせ

都市計画課 (☎②2113)

下水道の状況

震災により、町内の下水道お
よび下水処理施設も深刻な被
害を受け、通常の処理ができな
い状況にあります。下水道に接
続されているご家庭は、次のよ
うな対策をお願いします。

- ・トイレでは、ごみ袋を準備し、
使用済みのトイレットペーパー
を流さず、ゴミ袋に捨てる。
- ・台所では、食器・鍋等をふき
ん等で拭き取ってから洗う。
- ・洗濯は、洗剤の入れる量を減
らす。

・風呂では、せっけん、シャン
プーの量を減らす。
節水を心がけ、排水する量が減
るようにご協力ください。

町内の下水道の稼働状況
新地浄化センター・
今泉処理場…

津波により機能停止

福田・真弓処理場…稼働中

※応急対策として、大戸浜地区
と今泉地区に仮設トイレを設置
しています。

◎問い合わせ

都市計画課 (☎②2113)

ご注意ください

震災の混乱に乗じて、ガソリ
ンの盗難や被害のあった家屋か
らの盗難、車上荒らしなどの犯
罪が増加しています。

被害にあわないために、貴重
品は車の中に置かないなどの対
策をお願いします。

また、便乗商法や保証金詐欺
などの悪質商法の被害も報告さ
れています。少しでも不審に思
う場合は、すぐに契約せずに、
左記の連絡先にご相談くださ
い。

◎問い合わせ

相馬警察署 (☎③3191)

町民課 (☎②2116)

悪質商法110番

☎0120-214-888

避難所救護センターを 開設しています

医師 三井記念病院・横須賀共済病院
場所 役場1階103会議室(24時間対応)
どなたでもご利用いただけますので、具合
の悪い方、体調に不安のある方は無理をせず、
お早めに医師にご相談ください。

しんちゃんGO運行中

のりあいタクシーしんちゃんGOは、公立相馬病院
線と新地まちなか線で運行しています。

利用方法

①電話予約をする ②自宅・避難所等から目的地へ
※1 乗降できる場所は、町内全域(道路状況による
制限あり)、相馬市は公立相馬総合病院と相馬駅(一
部)です。停留所はありません。自宅・病院・商店等
で到着をお待ちください。

※2 複数の方の乗合利用となります。目的地に直行
する通常のタクシーとは異なりますので、到着時間に
余裕がある場合にご利用ください。

※3 必ず電話予約をお願いします。利用予定を変更
(キャンセル)したい場合は、直ちに「情報センター」
にご連絡をお願いします。

利用料金 1回300円 ※津波で被災し、避難所ま
たは親戚・知人宅に身を寄せている方は無料

◎予約 しんちゃんGO情報センター (☎③2338)

ゴミ収集日(4・5月分)

【福田・駒ヶ嶺地区】

月	燃えないゴミ	粗大・有害ゴミ	資源ゴミ(紙類)
4	5日(火)・14日(木)・ 26日(火)	しばらくの間、 お休みします	9日(土)
5	10日(火)・17日(火)・ 26日(木)		14日(土)

※燃えるゴミについては、毎週月・木曜日に収集

【新地地区】

月	燃えないゴミ	粗大・有害ゴミ	資源ゴミ(紙類)
4	7日(木)・19日(火)・ 28日(木)	しばらくの間、 お休みします	9日(土)
5	12日(木)・19日(木)・ 31日(火)		14日(土)

※燃えるゴミについては、毎週火・金曜日に収集

(岡・杉目地区は今までと同じ月・木曜日の収集です)

◎問い合わせ 町民課 (☎②2116)

仙台・福島方面 バス運行情報

福島交通・宮城交通

相馬～新地～仙台／新地～相馬～福島

福島交通と宮城交通では、相馬・新地～仙台線と新地・相馬～福島線のバスを運行しています。

【相馬・新地～仙台線】

町内乗降場所 小川公会堂東側国道6号

仙台乗降場所 宮交仙台高速バスセンター（駅西）

運賃 大人片道1,500円（小児半額） 予約不要

※座席定員制ですので、満席時にはご乗車いただけません。

※道路状況により、遅れる場合や運行を中止することがありますので、ご了承ください。

相馬・新地 → 仙台

○：相馬市役所前	6：30	10：00	15：00	17：00
○：相馬営業所	6：35	10：05	15：05	17：05
○：小川公会堂東側	6：55	10：25	15：25	17：25
△：仙台駅前	7：55	11：25	16：25	18：25

仙台 → 新地・相馬

○：仙台駅前	7：30	9：00	14：30	18：30
△：小川公会堂東側	8：30	10：00	15：30	19：30
△：相馬営業所	8：50	10：20	15：50	19：50
△：相馬市役所前	8：55	10：25	15：55	19：55

○：乗車のみ △：降車のみ

【新地・相馬～福島線】

町内乗降場所 小川公会堂東側国道6号

福島乗降場所 福島駅東口

運賃 新地～福島 大人片道1,500円（小児半額）

相馬～福島 大人片道1,000円（小児半額）

相馬～新地 大人片道 500円（小児半額）

予約不要

※座席定員制ですので、満席時にはご乗車いただけません。

※道路状況により、遅れる場合や運行を中止することがありますので、ご了承ください。

新地・相馬 → 福島

○：小川公会堂東側	7：15	10：45	13：25	18：05
●：相馬営業所	7：35	11：05	13：45	18：25
●：相馬市役所前	7：40	11：10	13：50	18：30
△：福島市役所前	9：00	12：30	15：10	19：50
△：福島駅東口	9：05	12：35	15：15	19：55

福島 → 相馬・新地

○：福島駅東口	8：20	10：00	16：00	18：30
○：福島市役所前	8：25	10：05	16：05	18：35
●：相馬市役所前	9：45	11：25	17：25	19：55
●：相馬営業所	9：50	11：30	17：30	20：00
△：小川公会堂東側	10：10	11：50	17：50	20：20

○：乗車のみ △：降車のみ ●：乗降可能

◎問い合わせ 福島交通相馬営業所（☎2171）

はらまち旅行バス

相馬～新地～仙台駅

はらまち旅行では、相馬・新地～仙台の直行バスを運行しています。

【往路】出発時間

6：30 相馬法務局前

→ 6：40 小川公会堂東側国道6号 → 仙台駅東口

【復路】出発時間

18：30 仙台駅東口

→ 小川公会堂東側国道6号 → 相馬法務局前

運賃 片道1,500円 予約不要

※座席定員制ですので、満席時にはご乗車いただけません。

※道路状況により、遅れる場合や運行を中止することがありますので、ご了承ください。

◎問い合わせ はらまち旅行（☎0224-25-7998）